



# 補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を理解しよう

障害者を支える犬には、視覚障害者の歩行を誘導する「盲導犬」、肢体不自由者の日常生活動作を助ける「介助犬」、聴覚障害者にチャイムやクラクションなどの音を知らせる「聴導犬」がいます。

2002年に制定された「身体障害者補助犬法」では、盲導犬、介助犬、聴導犬の3種類を総称して「身体障害者補助犬(補助犬)」とし、「補助犬使用者が補助犬を同伴することを拒んではならない」としています。補助犬は障害者にとって身体の一部と同じ存在であり、使用者(以下、ユーザー)にとってかけがえのない存在です。

本セミナーでは、補助犬に関する理解を深めるための講義がありました。

## 講師



日本身体障害者補助犬学会  
理事 / 医学博士

高柳 友子 氏

ンの専門職などが相談の中で評価します。これについては、盲導犬や聴導犬も同じです。次に、ユーザーに診察を受けていただき、理学療法士や作業療法士が評価をし、介助犬とマッチングするための意見をまとめます。

介助犬について、一番大切なのは適性のある犬を選ぶことで、その犬の性質を見極めていきます。その中で意見書に合わせてマッチングをし、ユーザーと合同訓練を行うことになるのです。その後、厚生労働大臣が指定する法人による審査を受け、認定されると補助犬として実働します。

しかし、認定がゴールではありません。育成団体では、認定された後も継続的にフォローアップを行っていきます。

また、補助犬は育成団体による無償貸与が基本です。街頭で育成団体が寄付や募金を求めている姿を見かけたことがあると思いますが、こうして集めた資金は、補助犬を無償提供するために役立てられています。

## ▶ 障害者の社会参加を促進するために

時折、「犬ではなく、人の支援の方がよいのでは」「世話が大変そう」などのご意見をいただくことがあります。しかし、人が相手の場合、気を遣うことが多いですし、犬の世話をすること自体が、ユーザーの元気の源になっていることも事実です。

例えば、自律神経障害で起きるのがつらいとき、家族に起こされるといらだってしまう方でも、犬に起こされると、喜んで起きることができたりします。そして、補助犬に合わせて次第に規則正しい生活ができるようになっていきます。これは補助犬との生活で、主人としての役割や責任感が生まれるためだと思います。

また、補助犬に指示してできたことや、補助犬と一緒にできたことは「自分でできた作業」として認識され、ユーザーにとっての自信が生まれます。これこそがリハビリテーションの目指すところなのです。

なお、一般の皆さんには、補助犬を見かけたり、受け入れたりする際、触ったりじっと見つめたりといった、犬の気を引く行為は控え、「優しい無視」をしていただきたいと思います。そして、ユーザーが困っていたら「何かお手伝いしましょうか」と積極的に声をかけていただけるとうれしいです。

また、医療機関では受け入れへの認識がまだまだ充分ではないので、(社福)日本介助犬協会では、医療機関向けのマニュアルを作成し、公開しています。

補助犬の同伴の受け入れについては、単なる「犬の問題」ではなく「障害者の社会参加の問題」なのだ、多くの方にご理解いただきたいと思います。

## ▶ 障害者社会参加を促進する法律と補助犬

盲導犬、介助犬、聴導犬の3種類の犬は、「身体障害者補助犬(以下、補助犬)」と呼ばれています。補助犬は、2002年に施行された「身体障害者補助犬法(以下、補助犬法)」で、「身体障害者の自立と社会参加の促進を目的に訓練・認定された犬」と位置付けられています。この補助犬法は、補助犬のユーザーが法案づくりに立ち上がった大切な法律ですが、認知度はまだ低いのが現状です。

一方、身体障害者に限らず、障害のあるすべての人たちの社会参加を目指す法律が、2016年に施行された「障害者差別解消法」です。こちらは補助犬法に比べると認知度が高いと思いますが、広く浸透しているとはいえません。この2つの法律では、「障害があることを理由に、行けない場所や利用できないもの・サービスがあってはならない」としており、もし、そうしたことがあれば、それは差別であり、「すべての障害のある人に合理的な配慮をしなければならない」と定められています。つまり、医療機関や飲食店で補助犬の同伴を拒否することは、法律違反なのです。

次に、補助犬の概要や役割をご紹介します。現在の日本における実動数は、一番歴史のある盲導犬で約940頭。介助犬と聴導犬は、2002年の補助犬法からスタートしたこともあり、それぞれ約70頭と数が少ない状況です。全国でこれだけの数しかない理由は、障害者自身が補助犬の存在を知らないことと、情報提供を行うべきリハビリ専門職や福祉関係者、医療専門職に知識がないためです。

### ①盲導犬の役割

視覚障害者に、段差や障害物、曲がり角を教えることで歩行の誘導をします。盲導犬は、補助犬法が施行される前から、道路交通法で法的な位置付けがありました。

### ②介助犬の役割

肢体不自由者の日常生活を、くわえる、引っ張るなどの動作で介助します。例えば、家族が寝静まった夜中に水分補給をしたいとき、家族を起こさなくても、介助犬に指示を出せば冷蔵庫から水を取ってきてくれます。

### ③聴導犬の役割

聴覚障害者は、非常ベルや車のクラクションなど、命に関わる情報を得られない可能性があります。また、玄関のチャイムやお湯が沸騰する音など、日常生活における情報も注意していなければ分かりません。しかし、聴導犬はユーザーの身体にタッチして音の情報を知らせ、音源まで誘導してくれるので安心です。

## ▶ 補助犬法の認定制度や補助犬の訓練

補助犬法では、不特定多数が利用する施設などに対し、補助犬の同伴の受け入れ義務を課しています。しかし、受け入れ側としては、犬の抜け毛やにおい、病気などの不安があるのも事実です。

そこで、補助犬法では、ユーザーである障害者自身が補助犬に全責任を持ち、受け入れ側に迷惑をかけないことが責務として定められています。そのための訓練や認定制度において、日本ほど厳しい基準を設けている国はありません。予防接種や各種の検査をはじめとする衛生管理は徹底していますし、犬のアレルギーが心配な場合は、場所を移動するなどの配慮をしますのでご安心ください。また、同伴の受け入れを啓発するステッカーがあります。お申し込みいただければ配布しますので、ご協力いただければ幸いです。

補助犬の訓練は、ユーザーのニーズによってさまざまです。今回は、私たちリハビリ専門職の評価が必要になる介助犬を例にご説明します。まず、ユーザーの責任能力については、リハビリテーショ